別紙４

川崎市地域活動支援センターＡ型運営事業実施要綱

（19 川健精保第 65 号　平成 19 年 4 月 1 日付市長決裁）
（24 川健精保第 679 号平成 25 年 1 月 11 日付局長決裁）
（最終改正 26 川健精保第 191 号平成 26 年 4 月 1 日付部長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者の福祉の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第７７条第１項第９号の規定に基づき、川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年条例第７３号）に定めるもののほか、適切かつ健全な運営が行なわれるよう地域活動支援センターＡ型（以下「センター」という。）運営事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第２条　センターは、法第５条第１６項に定める相談支援事業を実施しながら、専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を行なう。

（実施主体）

第３条　この要綱による川崎市地域活動支援センターＡ型運営事業（以下「事業」という。）を行なうことが出来るものは、社会福祉法人等法人格を有する団体（以下、「実施主体」という。）とする。

（対象者）

第４条　事業の対象者は主として川崎市内に住所を有する障害者とする。

（事業の基準）

第５条　事業を実施するうえで、次のことを最低基準とする。

（１）　利用の方法

センターは、利用者に対し、あらかじめ利用の登録をさせることを原則とする。

（２）　事業実施日数

事業実施日数は１週間につき６日以上とする。ただし、当該の週に国民の祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）等がある場合は除く。

（３）　事業実施時間

事業実施時間は概ね午前１０時から午後８時とする。ただし、週２日以上は必ず午後８時まで事業を実施しなくてはならない。

（４）　夜間電話相談

センターは、前項に定める事業実施時間終了後、午後８時まで電話相談を実施するよう努めなければならない。

（５） 設備

① センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 相談室

二 談話室

三 地域交流活動室

四 事務室

② その他事業に必要な設備を設けることとする。

（６） 利用者の定員

利用者の定員は特に定めないが、１日の利用人数は概ね１６人以上とする。

（７） 職員配置

① センターは、次に掲げる職員を置かなければならない。

一 施設長　１人

二 精神保健福祉士、社会福祉士又は介護支援専門員　１人以上

三 社会復帰指導員　２人以上

② 施設長は、精神保健福祉に理解と熱意を有し、施設を運営する能力を有すると認められる者でなければならない。

③ 第１号に掲げる職員は、社会復帰指導員のうち１人は非常勤とすることができるが、残りの職員は常勤でなければならない。

④ 第１号に掲げる職員のうち、施設長にあっては、精神保健福祉士と兼ねることができる。ただし、その場合においても第１号に定める職員数を確保しなくてはならない。

（８） 利用者負担

利用者が負担すべき費用については、利用者の同意と同意を得たうえで、規則等により明らかにしておかなくてはならない。

（運営委員会）

第６条　事業の実施主体は、地域社会との連携や利用者のニーズ把握という観点から、事業の代表者、地域の福祉関係団体の代表者、学識経験者、利用者家族等の構成員による運営委員会を設置することができる。

（事業計画等）

第７条　センターは、年間及び月間の事業計画を定めなければならない。

（利用者の処遇）

第８条　センターは、利用者について、地域生活を維持し、社会参加の促進に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、適切な支援を行なわなければならない。

（申請）

第９条　事業を実施しようとする者は、あらかじめ川崎市地域活動支援センターＡ型運営事業承認申請書（第１号様式）により市長に申請し、承認を得なければならない。

（助言、指導）
第１０条　市長は実施主体に対し、事業運営に関する助言又は指導を行うことができる。

（補助）
第１１条　市長は、第９条の規程により承認された実施主体に対して、別に定める川崎市地域活動支援センターＡ型運営事業補助金交付要綱に基づき、必要と認める補助を行うものとする。

（帳簿等の整理）
第１２条　事業の実施主体は、作業日誌、利用者の処遇、経理状況、センターの管理運営状況等必要な帳簿等を整備しておかなければならない。

（事業の変更）
第１３条　事業の実施主体は、代表者、事業の名称、事業の所在地等の変更があったときは、速やかに川崎市地域活動支援センター運営事業変更届（第２号様式）により、市長に届出を行わなくてはならない。

（事業の中止及び廃止）
第１４条　事業の実施主体は、事業を中止又は廃止するときは、その理由を付して、川崎市地域活動支援センター運営事業中止・廃止届（第３号様式）により、あらかじめ市長に申し出て、承認を受けなければならない。

（委任）
第１５条　本要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。